

ちょうふ地域コミュニティサイト コンテンツ作成ガイドライン

平成 29 年 4 月

調布市生活文化スポーツ部
協働推進課・生涯学習交流推進課

目次

1	はじめに	2
2	ウェブアクセシビリティとは	2
3	団体登録	2
	(1) 市民活動団体の登録先	
	(2) 生涯学習サークルの登録先	
4	情報発信の手法	3
5	ちいきのけいじばん機能	3
	(1) 掲示できるもの	
	(2) 掲示できないもの	
	(3) 貼付するチラシ画像	
	(4) 貼付先掲示板について	
	(5) 貼付期限について	
	(6) 注意事項について	
	(7) 掲示物のタイトルについて	
	(8) FAX依頼について	
	(9) 公開までの流れ	
6	イベント・講座情報登録	7
	(1) 登録できるもの	
	(2) 登録できないもの	
	(3) 注意事項について	
	(4) 公開後の修正について	
	(5) 公開までの流れ	

1 はじめに

ちょうふ地域コミュニティサイトコンテンツ作成ガイドライン（以下、ガイドライン）は、情報を発信する側、受け取る側のどちらの立場でも便利に気持ちよく利用できるホームページとするために策定したものです。

ガイドラインは、ちょうふ地域コミュニティサイトで表示される全てのページを対象とします。情報発信者は、ガイドラインに従ってページ作成や運用を行います。

ガイドラインは、ホームページ運用の考え方と機能について記載したものです。具体的な操作方法はちょうふ地域コミュニティサイト上で公開される操作マニュアルをご覧ください。

2 ウェブアクセシビリティとは

「ウェブサイトを利用する全ての人が、心身の機能や利用する環境に関係なく、ウェブサイトで提供されている情報やサービスを利用できること」をウェブアクセシビリティといいます。ウェブサイトで提供される情報やサービスが急速に拡大する中、ページの作成方法が原因で、高齢者や障害者などが情報やサービスを適切に利用できないという問題が生じています。ウェブアクセシビリティはそのような問題が生じないように、利用者誰もが等しく情報へアクセスできることに配慮しながら、ページを作成し運営する考え方です。

ちょうふ地域コミュニティサイト運営にあたっては、ウェブアクセシビリティに準拠し、対応に努めます。

3 団体登録

「ちいきのけいじばん」または「イベント・講座情報」を利用するには、市民活動支援センターホームページまたは生涯学習情報コーナーウェブサイトでの団体登録が必要になります。市民活動団体は市民活動支援センターへ、生涯学習等サークル団体は生涯学習情報コーナーでID登録の手続きを行ってください。

(1) 市民活動団体の登録先

- ・市民活動支援センター
調布市国領町2-5-15 コクティール2階
電話番号 : 042-443-1220
FAX番号 : 042-443-1221
Eメール : npo-center@ccsw.or.jp

(2) 生涯学習サークルの登録先

- ・生涯学習情報コーナー

調布市小島町 2-33-1 文化会館たづくり 11階
電話番号 : 042-441-6155
FAX番号 : 042-441-6115
Eメール : skouryu@w2.city.chofu.tokyo.jp

4 情報発信の手法

ちょうふ地域コミュニティサイトでは、地域でのイベントやお知らせを地域の皆様自身で情報を発信することができます。

情報を発信するための機能は、「ちいきのけいじばん」と「イベント・講座情報登録」の2種類があります。

町内会のお祭りや防災訓練など、調布市の中でも特定の地域で開催するイベントは「ちいきのけいじばん」、広く市内に向けて発信したいイベントや講座は「イベント・講座情報登録」が有効です。

5 ちいきのけいじばん機能

「ちいきのけいじばん」は、小学校区毎に設置された電子掲示板機能です。地域情報のチラシを貼り付け、ご近所の情報共有ツールとしてご活用いただけます。街角にある掲示板で地域のフリーマーケット情報や防災訓練のポスターを目にするように、地域に密着した情報をそこに住んでいる人達にお知らせするものです。「ちいきのけいじばん」は地域の皆様自身がチラシを貼っていきます。

「ちいきのけいじばん」を利用するには、市民活動支援センターホームページまたは生涯学習情報コーナーウェブサイトへの団体登録が必要になります（3 団体登録を参照）。

(1) 掲示できるもの

- ・ お祭りや防災訓練など地域に密着したお知らせ
 - ・ 地域に住む不特定多数の人へ発信する情報
 - ・ 地域のボランティア情報
 - ・ 市民活動団体やサークル団体のイベント情報
- ※材料費や会場費などの参加費を必要最低限の範囲で徴収するイベント情報は掲示できます。

(2) 掲示できないもの

- ・ 公益に反する情報
 - ・ 特定の人へ発信する情報
 - ・ 商業活動等、利潤を目的としたイベント情報
 - ・ 特定の宗教に関する情報
 - ・ 選挙活動に関する情報
 - ・ 公序良俗に反する情報
 - ・ 市内全域にお知らせする情報
- イベント・講座情報登録をしてください（6 イベント・講座情

報登録を参照)。

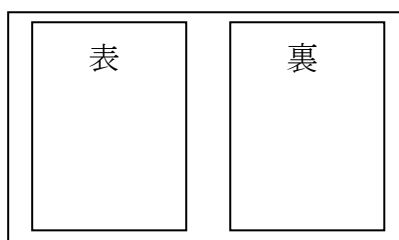
- ・その他、ホームページ管理者が不適切であると判断した情報


(3) 貼付するチラシ画像

- ・貼付できるファイル形式：pdf, jpg, jpeg, png
- ・画素数：短辺1280ピクセル以上
- ・容量：10MB以内
- ・ページ数：2ページ以内

※1つの掲示板に一回で掲示可能なページ数は2ページ以内です。

2ページを写真で貼付したい場合は、両面を一枚の写真に撮ってアップロードしてください。



 承認時に画像の判読性等、詳細の確認は行いません。
画像の文字が判別可能か確認してから貼付作業を行ってください

(4) 貼付先掲示板について

20の小学校区のうち、1つを設定してください。隣接する地区にもお知らせしたい場合は複数設定することも可能ですが、市内全域にお知らせしたい場合はイベント・講座情報登録を行ってください。

(5) 貼付期限について

貼付する日から最大2か月まで掲示できます。2か月の範囲内で設定可能ですのでイベント終了の翌日など、古い情報が添付されたままにならないよう貼付期限を設定してください。

(6) 注意事項について

- ・1地区の掲示物最大掲示枚数は8枚です。
- ・掲示物が公開される順番は基本的に申請順となりますが、承認時作業により順番が前後する場合がありますのでご了承ください。

(7) 掲示物のタイトルについて

ウェブアクセシビリティ向上のため、掲示物にタイトルを必ず入れてください。

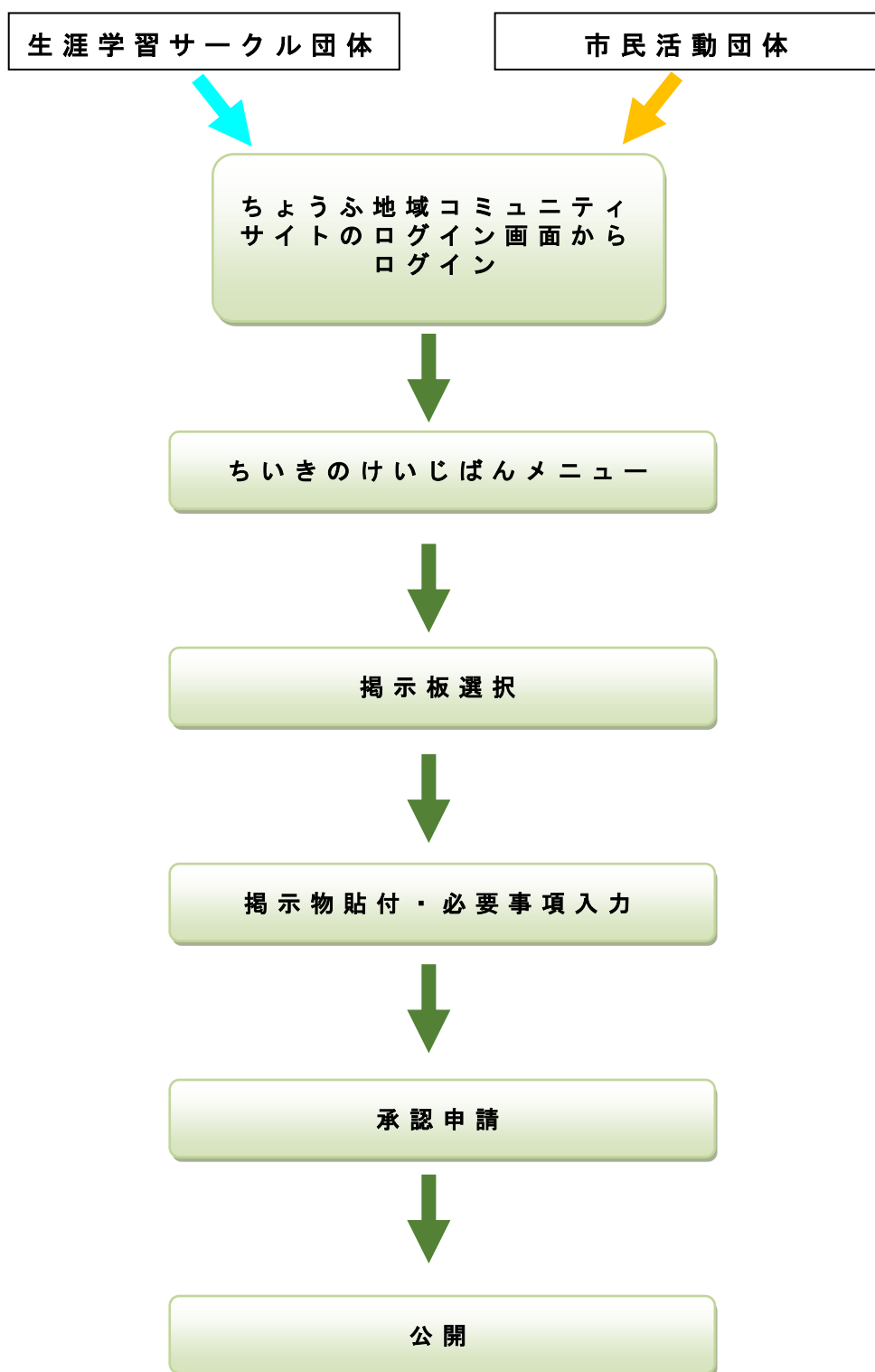
(8) FAX依頼について

F A Xに必要事項を記入して送信すると、承認者がチラシを作成し貼付します。パソコン操作やスマートフォン操作が苦手な方でも簡単に「ちいきのけいじばん」を利用できます。ログイン画面から「ちいきのけいじばん F A X依頼用紙」をプリントアウトのうえ、送信してください。

なお、F A X利用時の注意事項は以下のとおりになります。

- ・ F A X依頼時のテンプレート（掲示物デザイン）は指定になります。依頼時に選択することはできません。
- ・ F A X依頼をご利用いただくためには、市民活動支援センターホームページまたは生涯学習情報コーナーウェブサイトへの団体登録が必要になります（3 団体登録を参照）。
- ・ F A X送信から「ちいきのけいじばん」掲示までに3日から7日程度お時間をいただきます。時間に余裕を持ってご依頼ください。

(9) 公開までの流れ



6 イベント・講座情報登録

「イベント・講座情報登録」は、市内で開催するイベントや講座等を広く市民に向けて発信するための機能です。より多くの方に広く周知したい場合には「イベント・講座情報」として登録してください。

「イベント・講座情報登録」を利用するには、市民活動支援センターホームページまたは生涯学習情報コーナーウェブサイトへの団体登録が必要です（3 団体登録を参照）。

また、イベント登録は、市民活動支援センターホームページ、生涯学習情報コーナーウェブサイトそれぞれのページでの登録・承認・公開となります。承認後、システム連動によりちょうふ地域コミュニティサイトでも公開されます。

(1) 登録できるもの

- ・市内の公共施設で開催するイベント・講座
 - ・市内全域にお知らせする情報
 - ・市民活動団体やサークル団体のイベント情報
- ※材料費や会場費などの参加費を必要最低限の範囲で徴収するイベント情報は登録できます。

(2) 登録できないもの

- ・公益に反する情報
- ・特定の人へ発信する情報
- ・商業活動等、利潤を目的としたイベント情報
- ・特定の宗教に関する情報
- ・選挙活動に関する情報
- ・公序良俗に反する情報
- ・その他、ホームページ管理者が不適切であると判断した情報

(3) 注意事項について

- ・公開の順番は基本的に申請順となりますが、承認作業により前後する場合がありますのでご了承ください。

(4) 公開後の修正について

公開されたページの修正作業をすると公開中のページは非公開となり、改めて承認作業が必要となります。

(5) 公開までの流れ

